【資料編】

柳川市観光振興計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 柳川市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するため、柳川市観光振 興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 振興計画の策定に関すること。
 - (2) 振興計画の実施方針の決定に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、別表第1に掲げる団体等の区分ごとに定める機関等に所属する者であって、 当該区分ごとに定める人数以内において当該機関等から選出されたもののうちから市長 が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命(委員が、その任期の中途において退任したことにより、その後任の委員を委嘱又は任命した 場合を含む。)の日から振興計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての事前調査及び調整を行い、振興計画の具体的 実施を図るため、委員会に柳川市観光振興計画ワーキングチーム(以下「ワーキングチ

- ーム」という。)を設置する。
- 2 ワーキングチームは、別表第1に掲げる団体等の区分のうち、学術研究団体の区分により委嘱された委員1人以内、学術研究団体以外の区分により委嘱された委員の互選によって選出された者3人以内及びその他のチーム員18人以内で組織し、これらの18人以内のチーム員は、委員会の委員と同様の方法により、別表第2に定める機関等及び人数以内において選出された者(第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員以外の者に限る。)のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 ワーキングチームにチーム長及び副チーム長各1人を置く。
- 4 チーム長及び副チーム長は、チーム員の互選によってこれを定める。
- 5 チーム長は、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 6 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき、又はチーム長が欠け たときは、その職務を代理する。
- 7 ワーキングチームの会議は、チーム長が招集し、その議長となる。
- 8 チーム長は、会議の結果を委員会の会長に報告しなければならない。
- 9 ワーキングチームは、必要があると認めるときは、会議にチーム員以外の者の出席を 求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内部会)

- 第8条 前条第1項の規定によりワーキングチームが所掌する事項のほか、第2条各号に 掲げる事項について、本市の執行機関内部における事項を中心として事前調査及び調整 を行い、振興計画の具体的実施を図るため、委員会に柳川市観光振興計画策定庁内部会 (以下「庁内部会」という。)を設置する。
- 2 庁内部会は、別表第3に掲げる課の課長補佐又は係の長をもって組織する。
- 3 庁内部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、庁内部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 6 庁内部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、会議の結果を委員会の会長に報告しなければならない。
- 8 庁内部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部観光課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

柳川市観光振興計画策定委員会委員選出区分

団体等の区分	機 関 等	人数
学術研究団体	大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第	1人
	1条に規定する大学をいう。)	
観光推進団体	九州観光推進機構	1人
出版業者	雑誌編集業者	1人
市内産業·観光関係団	福岡県有明海漁業協同組合連合会	1人
体	柳川農業協同組合	1人
	柳川市観光協会	2人
	柳川旅館組合	1人
	柳川料飲組合	1人
	柳川商工会議所	1人
	三橋町商工会	1人
	大和町商工会	1人
	柳川青年会議所	1人
市内公共的団体	公共的団体 ボランティア・まちづくり団体	
行政機関(柳川市以外)	福岡県商工部国際経済観光課	1人
市議会	柳川市議会	1人
行政機関(柳川市)	柳川市副市長	1人
	柳川市産業経済部	1人

別表第2 (第7条関係)

柳川市観光振興計画ワーキングチーム員選出区分

団体等の区分	機関等	人数
市内産業·観光関係団	福岡県有明海区研究連合会	1人
体	JA柳川青年部	1人
	柳川市観光協会	2人
	柳川商工会議所青年部	1人
	大和町商工会青年部	1人
	三橋町商工会青年部	1人
	柳川青年会議所 1人	

市内公共的団体	ボランティア・まちづくり団体	5人
行政機関 (柳川市)	柳川市産業経済部産業活性化推進室	1人
	柳川市建設部まちづくり課	1人
	柳川市職員(上記以外の者)	1人
公募	公募による者	2人

観光振興計画策定委員

0	委員長	〇副委員長
•	\sim \sim \sim	

	◎ 安貝技 ○側安貝技
氏名	機関・団体及び役職
荒巻 英樹	柳川市議会議員
石田 賢哉	福岡県商工部国際経済観光課 課長補佐
宇野 晶	福岡県有明海漁業協同組合連合会 専務理事
浦田 隆治	株式会社 文榮出版社 広告企画部係長
大泉 勝利	柳川市副市長
大江 英夫	九州観光推進機構 事業本部長
大橋 隆之	柳川料飲組合 組合長
小宮 琢士	大和町商工会 会長
工藤御	NPO 有明海 代表
佐野 均次	柳川商工会議所 副会頭
重富 茂吉	三橋町商工会 副会長
重富 敏弘	柳川農業協同組合 総合企画室 室長
千 相哲	九州産業大学商学部教授
曽山 毅	九州産業大学准教授
田島 稔大	柳川市産業経済部 部長
立花 民雄 〇	柳川市観光協会 会長
立花 千月香	柳川旅館組合
森田 繁光	柳川市観光協会 副会長
横山 秀司 ◎	九州産業大学商学部教授
横山 義嗣	柳川青年会議所

柳川市観光振興計画ワーキングチーム委員

◎ 委員長

	─────────────────────────────────────
氏名	機関・団体及び役職
池松 英明	柳川商工会議所青年部
伊藤理恵子	水の会
内田 孝彦	柳川市観光協会
大橋 隆之	柳川料飲組合(策定委員会からの互選)
大渕 光伸	J A 柳川青年部 副部長
椛島 謙治	柳川市産業経済部産業活性化推進室
川口 重光	三橋町商工会青年部 副部長
川原 洋一	柳川市クラスタープロジェクト
北島 智美	公募委員
古賀 秀樹	両開花の里実行委員会
渋田雪花菜	公募委員
曽山毅◎	九州産業大学商学部観光産業学科 准教授
田中英理子	柳川市建設部まちづくり課
堤 大輔	福岡県有明海区研究連合会
西嶋 洋	まちづくり実践塾
松藤 宏和	大和町商工会青年部 部長
目野信太郎	柳川市観光協会
目野 達芳	柳川ふるさと塾 事務局長
森田 繁光	柳川市観光協会(策定委員会からの互選)
山口英一郎	柳川青年会議所
山田 博巳	まちづくりネットワーク柳川 事務局長次長